

## HiGO ROCKα ロゴマークの利用ガイドライン

### （目的）

第 1 条 この規程は、HiGO ROCKα ロゴマークの利用に関し、必要な事項を定め、もって熊本県の（以下「県」という。）の男女共同参画の取組の加速化に寄与することを目的とする。

### （ロゴマーク利用）

第 2 条 HiGO ROCKα ロゴマークは下記のマークとする。

- 2 ロゴマークは、熊本県内の男女共同参画を推進する団体・個人の周知、推進のための広報及び自団体・個人の広報に限定（下記利用例参照）し、自団体・個人の製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。
- 3 本ガイドラインで定める目的において、ロゴマークの利用者は、本ガイドラインによりこれを利用することに同意するものとする。その際には、県による事前許可は必要としない。
- 4 利用者は、色及びデザインを改変させてはならない。

### ＜ロゴマーク利用例＞

- ・女性活躍、男女共同参画等のイベント周知
- ・事務所、工場における掲示
- ・ホームページへの掲載
- ・刊行物（会社や活動紹介パンフレット等）への掲載
- ・社員募集広告への掲載
- ・就職説明会等のブースにおける掲示
- ・社員用名刺への掲示



### ＜ロゴマークの説明例＞

熊本県の男女（団体）が、肥後六花にちなみ、ロックな心で男女共同参画を推進するためのマークです。

### （利用者の制限）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者の場合は、利用することができないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 5 号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 3 3 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 県の指名停止措置を受けている者

- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(利用の制限)

第 4 条 ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、利用することができないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第 1 条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (7) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 「男女共同参画」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- (10) その他、知事がロゴマークの利用が適当でないと認める場合

(マークの取扱い)

第 5 条 ロゴマークの利用料は無料とする。

- 2 利用においては、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを利用する権利を得るものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。
- 3 ロゴマークは、自己宣伝の目的において複製してはならない。

(経費等の負担)

第 6 条 県は、このガイドラインによる利用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 7 条 県は、ロゴマークの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償するものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年（2021 年）10 月 5 日から適用する。